



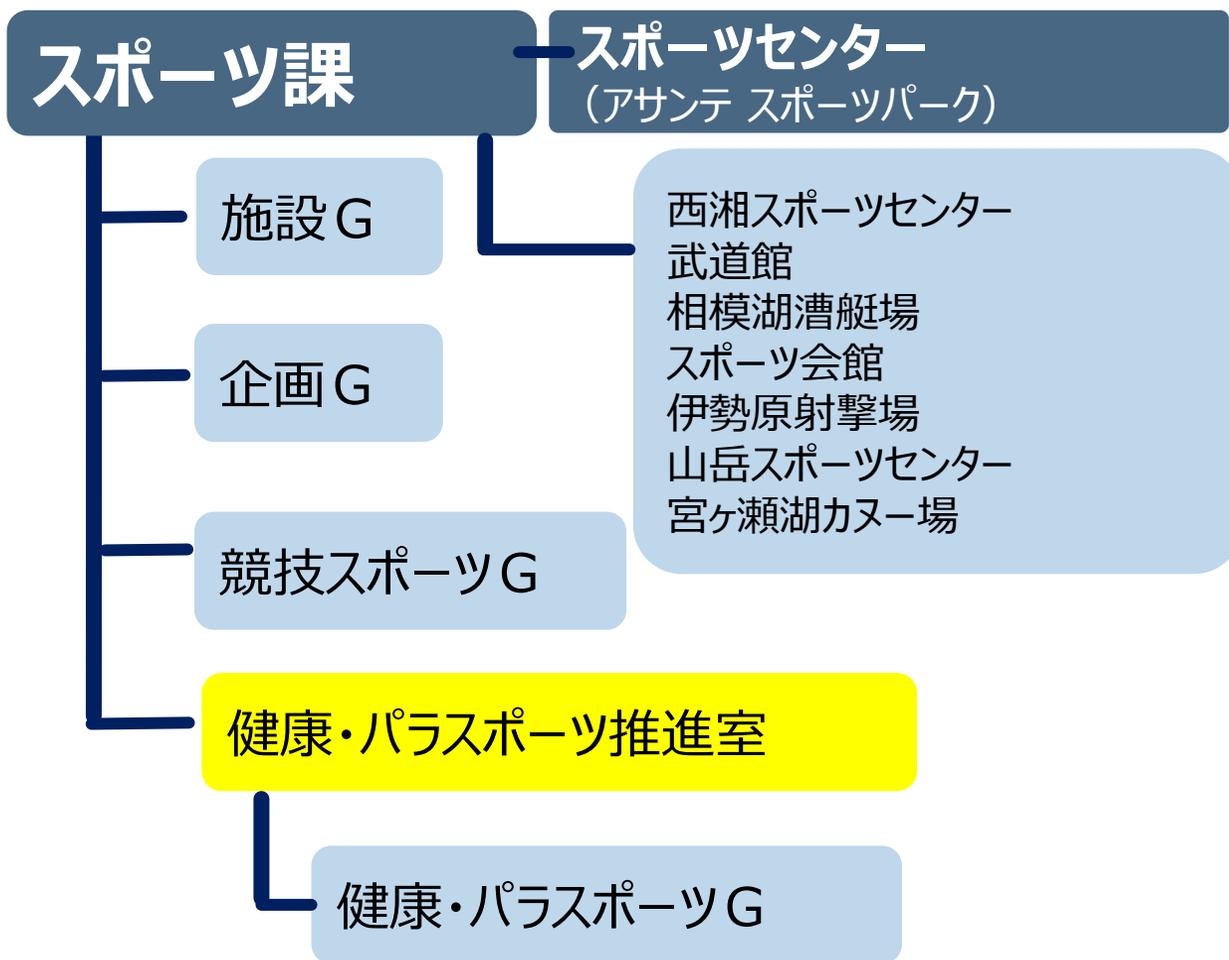
ENJOY! SPORTS! KANAGAWA

～ 神奈川県のスपोर्टス行政について ～

■ 自己紹介

- 1 スポーツ基本法について
- 2 スポーツ基本計画(第3期)について
- 3 神奈川県スポーツ推進条例について
- 4 神奈川県スポーツ推進計画について
- 5 県民のスポーツ推進の取組

スポーツ課の紹介



組織の変遷	
平成28年	スポーツ局設置 教育委員会からスポーツ課の移管
平成29年	オリンピック・パラリンピック課の新設 (令和4年3月まで) セーリング課の新設 (令和3年11月まで)
令和元年	ねんりんピック課の新設 (令和5年3月まで)
令和6年	スポーツ局と国際文化観光局を 統合し文化スポーツ観光局の新設

スポーツ振興法（昭和36年6月16日施行）

- ・スポーツを行う目的の多様化 ・プロスポーツの発展 ・地域におけるスポーツクラブの成長
- ・スポーツによる国際交流 ・競技技術の向上や貢献の活発化など

スポーツ基本法制定（平成23年施行）

制定から14年で社会環境は大きく変化…

健康長寿社会や共生社会の実現、地域や経済の活性化、デジタル化の中での人との豊かなつながりなど、スポーツを通じた社会課題の解決に期待が高まっている状況等

スポーツ基本法改正（令和7年9月施行）

スポーツ基本法の基本理念

- ①生涯にわたるスポーツ ②青少年スポーツ ③地域スポーツ、地域振興
- ④心身の健康の保持増進等、健康で活力に満ちた長寿社会の実現
- ⑤共生社会の実現 ⑥競技水準の向上 ⑦国際的な交流・貢献
- ⑧公正・適切なスポーツの実施と国民の理解・支援

スポーツ基本法の理念を具体化し、
スポーツ立国の実現を目指す**指針**と**具体的施策**

スポーツ基本計画

第1期：平成24～28年

第2期：平成29～令和3年

第3期：令和4～8年

第1期 平成24～28年

- スポーツを通じてすべての人々が幸福で豊かな生活を営むことができる社会を創出するため、「**年齢や性別、障害等を問わず、広く人々が、関心、適性等に応じてスポーツに参画することができる環境を整備すること**」を基本的な政策課題として目標を設定

第2期 平成29～ 令和3年

- 計画が目指す方向性を分かりやすく示せるよう、①スポーツで「人生」が変わる、②スポーツで「社会」を変える、③スポーツで「世界」とつながる、④スポーツで「未来」を創るという4つの観点から、「**スポーツ参画人口**」を拡大し、「**一億総スポーツ社会**」の実現に取り組むことを基本方針として提示
- **スポーツを「する」「みる」「ささえる」**様々な形で全ての人々がスポーツに関わっていくことで**スポーツ参画人口の拡大**を目指す

第3期 令和4～8年

- 基本方針を踏襲しつつ、第2期計画期間中に生じた社会変化や出来事等を踏まえると、国民がスポーツを「する」「みる」「ささえる」ことを真に実現できる社会を目指すには、**1「つくる／はぐくむ」、2「あつまり、ともに、つながる」、3「誰もがアクセスできる」といった3つの新たな視点が必要**
- **東京オリンピック・パラリンピック競技大会を通じて得られた「スポーツ・レガシー」の継承・発展**に向けて、様々な関係者との連携・協力の下、重点的に取り組む

2 スポーツ基本計画について

第3期計画期間中に総合的かつ計画的に取り組む施策（抜粋）

▶ 多様な主体におけるスポーツの機会創出

【政策目標】国民のスポーツ実施率の向上、日々の生活の中で一人一人がスポーツの価値を享受できる社会を構築する

令和3年度

- 成人の週1回以上のスポーツ実施率
→ **56.4%**（障害者は**31.0%**）
- 成人のスポーツ非実施者（過去1年間に1度もスポーツを実施していない者）の割合
→ **18.0%**（障害者は**41.3%**）

目標

- 成人の週1回以上のスポーツ実施率
→ **70%**（障害者は**40%**）
- 成人の年1回以上のスポーツ実施率
→ **100%**（障害者は**70%**）

神奈川県スポーツ推進条例

平成29年3月～

●平成23年に
「スポーツ基本法」制定、
翌平成24年に
「スポーツ基本計画」策定

●東京2020オリンピック・
パラリンピック競技大会の開催、
スポーツ庁の新設などスポーツを
取り巻く環境の変化とスポーツ
への関心の高まり

●県全体で確実にスポーツ
の推進を図るために
平成29年3月28日に
「**神奈川県スポーツ
推進条例**」を制定



神奈川県スポーツ推進条例の特色（全16条からの抜粋）

第2条 定義

(1) スポーツ 心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得等のために個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動（レクリエーションとして行われる身体活動、ウォーキングその他の軽度の身体活動を含む。）をいう。

第3条 基本理念

7 スポーツの推進に関する施策は、スポーツが県民の誰もがともに生きる社会の実現に資するものであるとの認識の下に、講ぜられなければならない。

8 スポーツの推進に関する施策は、スポーツが未病の改善（心身の状態をより健康な状態に近づけることをいう。）に資するものであるとの認識の下に、講ぜられなければならない。

第6条 かながわパラスポーツの普及

県は、かながわパラスポーツ（県民がそれぞれの関心、目的、体力、年齢、運動機能及び健康状態に応じて、生涯にわたり楽しみながらスポーツを行い、観覧し、及び支えることをいう。以下同じ。）に関する行事の実施その他かながわパラスポーツの普及に関し必要な施策を講ずるものとする。

条例の制定とともに、県全体で確実にスポーツの推進を図り、誰もが生涯にわたりスポーツに親しむことができる地域社会を実現していくため、県が総合的かつ計画的に取り組む施策を示した「**神奈川県スポーツ推進計画『エンジョイ・スポーツ！ かながわプラン』**」を策定（平成29年3月策定、令和5年3月見直し）

基本目標

- ①誰もが、「いつでも」「どこでも」「いつまでも」スポーツに親しめる生涯スポーツ社会の実現
- ②スポーツの持つ力による、前向きで活力ある社会と、共生社会の実現

施策の基本的な方向

- 【視点1】誰もが生涯を通じて楽しめるスポーツ活動の推進
- 【視点2】スポーツ活動を広げる環境づくりの推進
- 【視点3】スポーツの持つ力による地域活性化、共生社会の実現

	項目	目標値
数値目標 (令和7年度まで)	成人のスポーツ実施率 (満20歳以上)	週1回以上 → 70%以上 週3回以上 → 35%以上 非実施率 → 0%に近づける
	子どものスポーツ実施率 (6歳から18歳まで)	週3回以上 → 55%以上 非実施率 → 7%以下
	障がい者のスポーツ実施率 (満20歳以上)	週1回以上 → 40%以上

スポーツ推進の施策・事業体系

視点1 誰もが生涯を通じて楽しめるスポーツ活動の推進

施策	主な取組
①楽しみながら行う スポーツへのきっかけづくり (主に乳幼児期)	家庭での遊び・運動の推進 地域での遊び・運動の推進
②スポーツに親しむ意欲や 態度の育成 (主に児童・青年期)	体育・健康教育の充実 学校におけるスポーツ活動の推進 運動部活動の地域移行 地域におけるスポーツ活動の推進
③スポーツを行う習慣の確立 (主に成人期)	スポーツに親しむ機会の充実 3033 (サンマルサン) 運動の推進
④スポーツを通じた健康・ 生きがいづくり (主に円熟期)	レクリエーションスポーツの推進 体の状態や体力に応じた運動の 推進

視点2 スポーツ活動を広げる環境づくりの推進

施策	主な取組
⑤スポーツ活動の環境整備	スポーツ環境の基盤となる「人材」の育成 スポーツ環境の基盤となる「場」の充実 地域コミュニティの中心となる総合型地域 スポーツクラブの質的充実 スポーツ医・科学の活用促進 クリーンでフェアなスポーツの推進
⑥アスリートの育成	競技力の向上 トップアスリートの育成

視点3 スポーツの持つ力による地域活性化、共生社会の実現

施策	主な取組
⑦スポーツの持つ力による 地域活性化	スポーツを通じて地域を盛り上げる取組み 多様な主体との連携による地域活性化 東京2020大会等のレガシーを活用した 取組み
⑧スポーツを通じた 共生社会の実現	「かながわパラスポーツ」の推進 障がい者スポーツの推進 女性のスポーツ推進

視点1 誰もが生涯を通じて楽しめるスポーツ活動の推進

■スポーツに親しむ意欲や態度の育成、スポーツを行う習慣の確立

主な事業内容

- **公立中学校における休日の運動部活動の地域移行**
中学生がスポーツに継続して親しむ機会を確保するため、関係団体等との連携体制を整えるとともに、「地域クラブ活動指導者研修講座」や「かながわ地域クラブ活動指導者データベース」を実施
- **県民スポーツ月間の設定**
神奈川県スポーツ推進条例により、10月を「県民スポーツ月間」と定め、市町村やスポーツチーム等と連携し、県内で開催される「スポーツ体験会」や「スポーツイベント」を一体的に広報
- **3033（サマルカン）運動の推進**
1日30分、週3回、3ヶ月間継続して運動やスポーツを行い、くらしの一部として習慣化する取組である「3033運動」を推進するため、「3033体力測定会」や「3033運動講習会」を実施



県民スポーツ月間

地域クラブ活動指導者
研修講座

3033体力測定会

5 神奈川県スポーツ推進の取組

視点2 スポーツ活動を広げる環境づくりの推進

■スポーツ活動の環境整備

- ① 県立相模湖漕艇場
(相模原市緑区)



- ② 県立宮ヶ瀬湖カヌー場
(清川村)



- ③ シンコースポーツ県立武道館
(横浜市港北区)



- ⑧ 県立山岳スポーツセンター
(秦野市)



- ④ 県立スポーツ会館
(横浜市神奈川区)



- ⑦ 県立伊勢原射撃場
(伊勢原市)



- ⑤ アサンテスポーツパーク
(県立スポーツセンター)
(藤沢市)



- ⑥ 県立西湘スポーツセンター
(小田原市)



視点2 スポーツ活動を広げる環境づくりの推進

アスリートの育成

主な事業内容

● 競技力の向上

本県のアスリートの活躍を支援するため、「国民スポーツ大会」へのコーチ、トレーナー、スタッフ等の派遣や、「全国障害者スポーツ大会」への選手の派遣等を実施。



第78回国民スポーツ大会
「SAGA2024」
(神奈川県選手団)



第23回全国障害者スポーツ大会
「SAGA2024」
(神奈川県選手団結団式)

● トップアスリートの育成

「かながわジュニアチャレンジプロジェクト」として、県内の小学生を対象に、競技スポーツの裾野拡大や将来の神奈川県育ちのアスリートの早期発掘・育成を図るため、「スポーツ能力測定会」や「スポーツ競技体験会」、「タレント育成能力開発プログラム」等を実施。



かながわジュニアチャレンジプロジェクト
(スポーツ能力測定会、スポーツ競技体験会)

視点3 スポーツの持つ力による地域活性化、共生社会の実現

■スポーツの持つ力による地域活性化

主な事業内容

● スポーツツーリズムの推進

本県の豊かな自然環境を活かし、広域的な周遊を促進するサイクルツーリズムの取組を推進するため、県内14本の「サイクリングルート」を作成し、関係機関と連携した情報発信を展開

また、アウトドア・アーバンスポーツを推進するため、市町村や企業等が無料で活用できる8種目のPR動画を作成

● 多様な主体との連携による地域活性化

スポーツを通じて地域活性化など社会課題を解決するため、自治体や企業等が情報共有や連携する場として「かながわスポーツ・プラットフォーム」を設置



かながわスポーツ・プラットフォーム

● 東京2020大会のレガシーを継承するための取組

セーリングの魅力を持続して普及啓発するため、オリンピックがレースを解説する「セーリング観戦クルーズ」や、小学生を対象とした「セーリング体験会」を実施

ジャパンエコトラック
ルートマップ「神奈川」

神奈川県スポーツツーリズムPR動画



セーリング体験会

5 神奈川県スポーツ推進の取組

視点3 スポーツの持つ力による地域活性化、共生社会の実現

■スポーツを通じた共生社会の実現

主な事業内容

- 「かながわパラスポーツ」の推進

誰もが生涯にわたり楽しみながらスポーツをする、観る、支える、「かながわパラスポーツ」を推進するため、「パラスポーツ体験会」や「かながわバリアフリービーチ」を開催



かながわバリアフリービーチ
(水陸両用車いす)



パラスポーツ体験会
(車いすテニス)

- 障がい者スポーツの推進

アサンテ スポーツパーク（県立スポーツセンター）や特別支援学校等を活用し、障がい者がスポーツを継続的に実施する場として、「パラスポーツ教室」を実施



パラスポーツ教室
(ボッチャ)

- 東京2025デフリンピックの機運醸成

東京2025デフリンピックを契機とした、聴覚障がい者への理解やパラスポーツの推進を図るため、プロスポーツチームと連携したPR、県ゆかり選手の壮行会、ポルトガル共和国の事前キャンプを実施



デフリンピックPRリーフレット

計画の数値目標の達成状況

➤ 成人、子ども、障がい者のスポーツ実施率はすべて**未達成**

成人	平成27年度	令和7年度 (目標)	令和6年度	達成状況
週1回以上	42.2%	70%	46.6%	未達
週3回以上	18.0%	35%	20.0%	未達
非実施	24.3%	0%	30.6%	未達
子ども	平成27年度	令和7年度 (目標)	令和6年度	達成状況
週3回以上	46.6%	55%	45.0%	未達
非実施	12.0%	7%	14.6%	未達
障がい者	令和4年度	令和7年度 (目標)	令和6年度	達成状況
週1回以上	31% (参考値)	40%	34.5%	未達

目標達成に向けて、次期計画でも施策を進めて行く！

ご清聴ありがとうございました



✂ : 神奈川県スポーツ情報



📷 : 県立スポーツセンター



f : 県立スポーツセンター



スポーツ情報を
発信してるから
フォローしてね!